亀岡市男女共同参画情報紙広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市広告掲載規則(平成24年亀岡市規則第18号。以下「規則」という。)に基づき亀岡市が発行する男女共同参画情報紙「ゆう・あいネット」(以下「ゆう・あいネット」という。)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 「ゆう・あいネット」に掲載することができる広告は、規則第3条に規定する もので、男女共同参画の理念に反しないものとする。

(広告の掲載位置及び規格等)

- 第3条 広告の掲載位置は、「ゆう・あいネット」の最終項の下部とする。ただし、「ゆう・あいネット」の編集状況に応じて広告を掲載する位置を変更する場合がある。
- 2 広告の掲載枠は2枠で、それぞれの枠は縦45mm×横90mmとする。
- 3 印刷色は単色とし、人権啓発課長が指定する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、亀岡市広報紙及び亀岡市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、亀岡市男女共同参画情報紙広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告原稿を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は前条の申込書を受けたときは、その内容を審査し、亀岡市男女共同参画 情報紙広告掲載(不掲載)決定通知書(別記第2号様式)により広告掲載の可否を申 込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

- 第7条 広告の掲載料は、1枠につき5,000円とする。
- 2 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、規則第 6条第1項の規定に基づき、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければ ならない。
- 3 前項の市長が指定する期日は、亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第 31条第1項に定めるところによる。

4 広告掲載料は、原則として還付しないものとする。ただし、広告主の責によらない 理由により広告が掲載できなかった場合は、この限りでない。

(広告掲載審査委員会)

- 第8条 市長は、広告掲載の可否の審査を行うため、次の委員で組織する男女共同参画 情報紙広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 - (1) 生涯学習部長
 - (2) 広報プロモーション課長
 - (3) 人権啓発課長
 - (4) 商工観光課長
- 2 委員会に委員長を置き、生涯学習部長をもって充てる。

(審査基準)

第9条 委員会では、別表1の審査基準により、掲載の可否及び優先的な掲載について 審査を行う。

(広告掲載の取消し)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り 消すことができる。
 - (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 広告主に社会的信用を著しく損なうような事案が生じたとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告取扱業者)

- 第11条 市長は、この要綱に定める事務の一部を広告取扱業者に取り扱わせることができる。
- 2 広告取扱業者は、この要綱の定めに従い、広告の募集及び選定を行い、委員会の審査及び承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の内容、デザインに関して必要な事項は市と広告主が協議の上、決定する。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(あて先) 亀岡市長

亀岡市男女共同参画情報紙広告掲載申込書

亀岡市男女共同参画情報紙広告掲載要綱に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

申込者	住所(所在地)	〒		
	(ふりがな) 会社名又は店舗名			
	(ふりがな) 代表者役職名・氏名			
	電話番号		FAX 番号	
	Eメール			
	担当者氏名			
	業種・業務内容			
申込内容	広告名			
	広告内容	別添のとおり		
	掲載号			
広告掲載料				円
申込条件		・この申込書及び添付書類の内容は、事実と相違ありません。 ・各種法令及び亀岡市男女共同参画情報紙広告掲載要綱を遵守 します。		
備考				

		第			号
			年	月	日
(あて先)	様				

亀岡市男女共同参画情報紙広告掲載(不掲載)決定通知書

囙

亀岡市長

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、亀岡市男女共同参画情報紙 広告掲載要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

	□ 掲載する
決定区分	□ 掲載しない(理由)
掲載号	
広告掲載料	円
納付期限	年 月 日
その他	・広告掲載料は、同封の納付書により、期限までに指定の場所でお支払いください。・必要に応じて、広告の内容等の変更を求める場合があります。・必要に応じて、原稿データの提出を求める場合があります。